

感染症及び出席停止期間の基準について ※以下の感染症(その他感染症含む)は「連絡シート」提出必要。

分類	内容	学校において予防すべき感染症	出席停止期間の基準
第一種	感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類及び二類感染症	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱、痘そう(天然痘) 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ) ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルスに限る) 鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ H5N1に限る)	治癒するまで。
第二種	飛沫感染するもので児童生徒などの罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症		次の期間、ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。(結核を除く)
		インフルエンザ(鳥インフルエンザ H5N1を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹	解熱後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風疹	発疹が消失するまで
		水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日経過するまで
第三種	飛沫感染が主体ではないが、教育活動を通じ学校において流行を広げる可能性がある感染症	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		その他の感染症(学校で流行が起こった場合に、その流行を防ぐため、必要があれば、校長が学校医と相談し、第三種の感染症としての措置を講じることができる疾患。) (例) コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 【その他の感染症】 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症(ノロウイルス・ロタウイルス)、アタマジラミ、水いぼ(伝染性軟属腫)、伝染性膿痂疹(とびひ)等	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで  【その他の感染症】については、条件(地域、学校における発生・流行の態様によっては、出席停止の措置が考えられる。

※新型コロナウイルス感染症…「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過する」  
 (無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること)